

23豊福字第168-2号  
平成24年1月16日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様  
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市長 釜 井 健 介  
( 福 社 課 )

### 定期監査等の結果について(回答)

平成23年10月～11月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. 委託業務について

##### 【指摘の要旨】

福祉事業の実施に当たっては、各種福祉団体を通して実施する事業が多く、その内容も多様である。実施に当たっての委託契約や経理事務については適正に執行されているが、委託契約に基づく委託期間終了後に於ける事業実績報告書の提出がなされていないものが散見される。一部委託業務の実績において委託費に相当する事業内容と考え難いものがあり、委託料を含め委託のあり方を再検討されることを要望するとともに、各種業務委託の事業実績報告書の提出を求め委託内容が適正に行われているか精査し、十分な把握に努め、費用対効果等の検証を行いながら委託料の妥当性・適正化を図られたい。

また、一部の業務委託契約に於いて、当初契約から僅か2ヶ月も経たず契約解除し契約変更を締結しているが、契約変更ではなく新規契約とすべきであり、また契約解除理由が不明確、契約関連の期日不整合により契約に基づく支払いが未払、支払不要な委託料の支払いにつながる等、一連の契約手続きが極めて不適正であると言わざるを得ない。

契約は、双方の権利義務を規定した法的拘束力を持つものである。福祉課は多くの業務委託契約を締結しており、その内容も多種多様なものであり、契約の締結に当たっては、内容を十分に検討し、締結後双方の疑義や不信につながらないように注意されたい。

### 【措置内容】

委託業務につきましては、委託期間終了後の事業実績報告書の提出を徹底させ、委託内容が適正に履行されているか検証するとともに、当該報告書の内容を精査し、委託料、委託内容等の妥当性を検証することにより、業務委託の適正化を図ってまいります。

また、業務委託契約につきましては、適正な委託料の支払い及び双方の信頼関係に基づいた円滑な委託業務の履行が確保されるよう、契約当事者双方で十分にその契約内容について協議のうえ、豊前市財務規則等、法令の規定に基づき、適正な契約手続きを行ってまいります。

## 2. 徴収対策及び滞納整理の推進について

### 【指摘の要旨】

児童福祉費負担金(保育料等)、障害者福祉費負担金、生活保護費返還金等の滞納額は、前年度(平成21年度)と比べ若干減少しているが、年々増加傾向にある。

保育料の滞納処分に関する事務については、滞納処分に関する事務を福祉課の職員にあって市長が別に指定する者(保育料徴収職員)に委任することとなっているが、徴収職員は委任されておらず、訪問徴収、分割納入の書面の收受などによる時効の中断などの滞納整理は、ほとんど行われていない。

また、生活保護費返還金については、不正受給の防止と実態把握の強化を行い、早期の把握による返還金発生額の抑制に努め、より公平性を確保する必要がある。

今後は、負担の公平性を確保するため徴収業務の一層の強化に努めると共に滞納整理の推進についても検討されたい。

### 【措置内容】

保育料の滞納処分に関する事務については、現在、督促状・催告状の送付、「保育料の承認及び納付確約書」の收受等に取り組んでおり、平成22年度においては、滞納分について、前年度と比較して大幅な収納増となっています。今後も「保育料の承認及び納付確約書」收受をはじめとした取り組みによる更なる収納率向上、豊前市保育所運営費徴収規則に基づく訪問徴収等による徴収機能の強化及び不納欠損処分の規定に基づく滞納整理を図ることにより、負担の公平性の確保に努めてまいります。

生活保護費返還金については、他法他施策・課税状況・資産等の調査の徹底、収入申告書提出の徹底などに引き続き努めるとともに、査察指導機能・内部自主点検の強化に取り組み、さらに、疑わしいケースについては、訪問回数を増やす等、生活実態の把握強化を実施することにより、不正受給早期

発見による返還金発生額の抑制を図ってまいります。

### 3. 臨時職員の雇用について

#### 【指摘の要旨】

臨時職員の雇用について、業務内容や実施方法により必要に応じ、短期・長期の臨時職員を採用しているが、資格要件を必要としていない業務において、資格の有無で賃金に格差を付けて雇用している事例があり、著しく不公平であり関係課と十分協議の上、雇用されるよう求める。

また、臨時職員の辞令について福祉課長名で辞令交付をしており、豊前市職員任用規則第13条第3項では「臨時的に任用する場合には、市長は、当該職員に通知書を交付しなければならない。」となっているので、事務を適正に処理されるよう求める。

#### 【措置内容】

臨時職員の雇用については、関係課と協議の上、採用条件、労働条件を十分精査し、臨時職員間に不公平が生じることのないよう、雇用してまいります。また、臨時職員の辞令については、市長名で辞令交付するよう改め、以後、豊前市職員任用規則の規定に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

### 4. 高齢者温泉等入浴助成金について

#### 【指摘の要旨】

高齢者福祉対策として、市内の65才以上の高齢者に対し市内の温泉4か所に入浴する場合、1人当たり年1,800円の助成を行っているが、老人クラブ加入者については60才以上が対象となり優遇されている。高齢者の福祉と健康増進を図ることを目的に導入されたものであり、対象とする高齢者の年齢を老人クラブ加入者と非加入者とで差異を付けることに合理的な理由が見当たらない。

導入の主旨、目的及び公平性の観点から考えれば、適切な取扱いとは言い難く、助成金支給の年齢の統一を検討されるよう要望する。

#### 【措置内容】

高齢者温泉等入浴助成金については、福祉サービスの公平性の確保の観点から、支給対象年齢の統一等、見直しをいたします。